

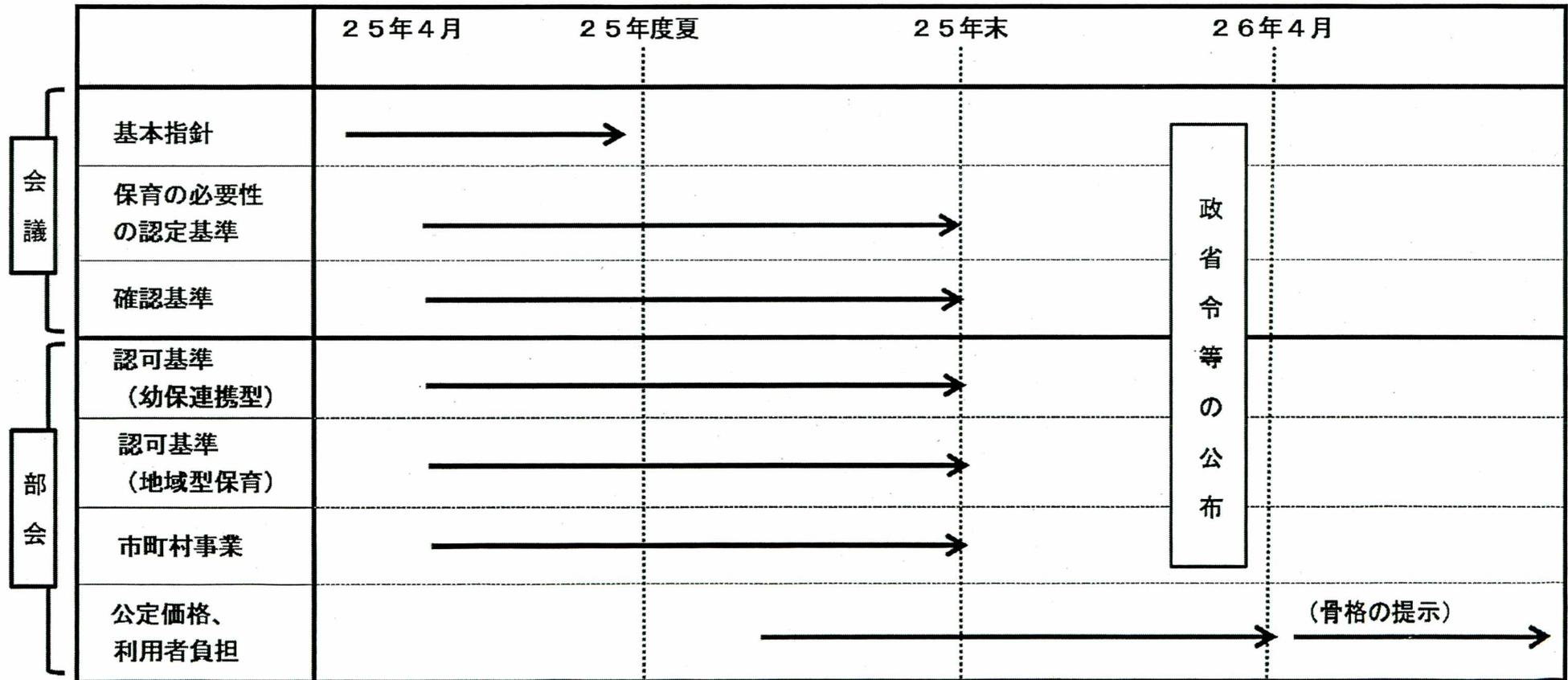
国の主な審議状況

目次

	○子ども・子育て会議における主な審議事項とスケジュールのイメージ	1
基本指針	○基本指針の法的位置付け	2
	○市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①	3
	○市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ②	4
	○市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ③	5
保育の 必要性の 認定基準	○保育の必要性の認定について	6
	○(参考1)現行制度における保育所入所までの一般的な流れ	7
	○(参考2)新制度における保育を必要とする場合の利用手順(イメージ)	8
	○保育の必要性の認定に係る論点について	9
	○保育の必要性の認定について(これまでの議論を踏まえたイメージ)	10
確認基準	○確認制度について	11
認可基準 幼保連携型	○幼保連携型認定こども園の認可基準について(基本的な考え方)	17
	○幼保連携型認定こども園の認可基準について(Index)	18
認可基準 地域型保育	○地域型保育事業の概要	19
	○地域型保育事業の検討に当たって	20
	○地域型保育事業の認可基準について	21
市町村事業	○市町村事業「地域子ども・子育て支援事業の対象範囲について」	22
	○市町村事業「地域子ども・子育て支援事業に関する検討状況について」	23
公定価格、 利用者負担	○子ども・子育て新制度における公定価格の概要	24
	○公定価格に関する論点について	25
	○参考:子ども・子育て支援新制度の施行に向けて検討中の各事項の関係/目次	26

子ども・子育て会議における主な審議事項とスケジュールのイメージ

子ども・子育て支援新制度は、早ければ、平成27年4月には施行予定である。子ども・子育て支援給付・事業の実施主体となる市町村は、国の基本指針や基準を踏まえて、都道府県とも調整しつつ、市町村の事業計画の策定、基準の検討、必要な条例の制定を行った上で、施行までの事前準備としての認可・確認事務等を行う必要がある。このため、国においては、基本指針や基準等の検討は、その過程を対外的に示しながら、概ね25年度中に終える必要がある（25年度中に関係政省令や告示を公布する必要がある。）。



1. 基本指針の法的位置づけ

- 国は、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針(基本指針)を策定。
(子ども・子育て支援法第60条)
- 内閣総理大臣は、基本指針を定めようとするときは、子ども・子育て会議の意見を聴くこととされている。
- 基本指針の主な内容は以下のとおり。

◎子ども・子育て支援の意義

◎地方自治体の事業計画の作成指針

- ・すべての都道府県、市町村が事業計画を作成。(計画期間 5年間)
→限られた期間(平成26年度前半までに計画案を取りまとめることが必要)の中で、関係者の参画の下、住民の意向の把握、計画の検討、作成などの一連の作業を行うことが必要。

<参考>計画策定のスケジュール

平成25年夏 基本指針案の提示

→平成25年夏以降～

平成26年度前半
後半～

平成27年4月(予定)

市町村において利用希望の調査を実施

都道府県計画、市町村計画の作成

都道府県計画案、市町村計画案のとりまとめ

認可・確認等の事前準備【計画案に基づく需給調整】

子ども・子育て支援新制度本格施行

地方版子ども・子育て
会議の意見を
聴きながら検討。

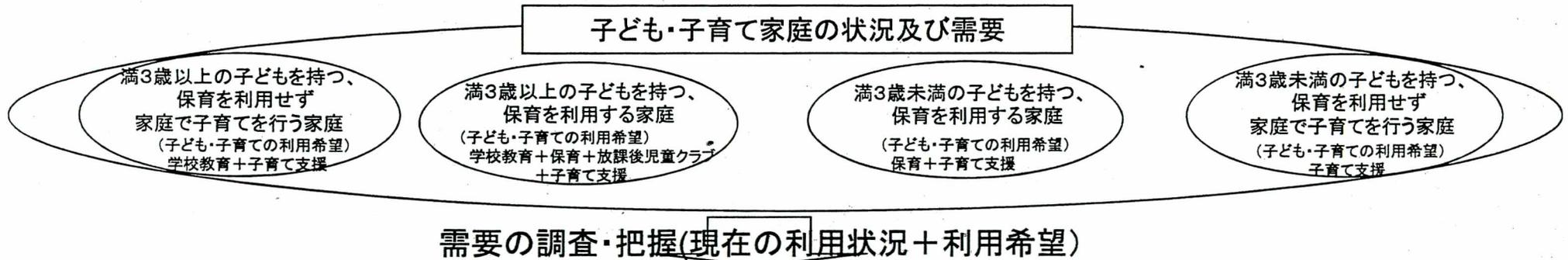
◎制度に関する基本的事項の提示

◎関連施策との連携

- ・子ども・子育て支援新制度は、
 - ・ワーク・ライフ・バランスと車の両輪。
 - ・児童相談所等の関連する専門機関との連携が不可欠。
- これらの点にも留意した計画作成が必要。

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)



市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、
「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)、「確保方策」(確保の内容+実施時期)を記載。

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※
* 私立保育所については、委託費を支弁

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
事業所内保育事業者 = 地域型保育給付
の対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早期・夜間・休日保育にも対応)

地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

・地域子育て支援拠点事業
・一時預かり
・乳児家庭全戸訪問事業等

・延長保育事業
・病児・病後児保育
事業

放課後
児童クラブ

※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ②

- 市町村子ども・子育て支援事業計画には、基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載。
- あわせて、任意的記載事項として、都道府県が行う専門的な知識・技能を要する社会的養護等に係る支援との連携やワーク・ライフ・バランスに係る施策との連携等についても記載。

【市町村子ども・子育て支援事業計画記載事項】(子ども・子育て支援法第61条第2項・第3項)

<必須記載事項>

- 区域の設定 (第2項第1号)
- 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 (第2項第1号)
- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 (第2項第2号)
- 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容 (第2項第3号)

<任意記載事項>

- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 (第3項第1号)
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携 (第3項第2号)
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 (第3項第3号)

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ③

○市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント - 「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」

<量の見込み>

・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況＋利用希望」を踏まえて記載(参酌標準)。

→住民の利用希望の把握が前提。(子ども・子育て支援法第61条第4項)

<確保の内容・実施時期>

・幼児期の学校教育・保育について、施設(認定こども園、幼稚園、保育所)、地域型保育事業による確保の状況を記載。
 ・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。

(例) 平成27年度に地域型保育事業(50人分)を整備、平成28年度に施設(100人分)を整備

・地域子ども・子育て支援事業についても同様に、確保の状況を記載。また量の見込みとの差がある場合には、事業の整備が必要。

○区域設定

○幼児期の学校教育・保育

<量の見込み>

- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり(3-5歳) <2号>
- 保育の必要性あり(0-2歳) <3号>

<確保の内容・実施時期>

- 施設(認定こども園、幼稚園)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備

※上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。
 例)「保育の必要性あり(3-5歳)<2号>」→地域型保育事業で確保

○地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、ファミリーサポートセンター事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等(13事業)

量の見込み

確保の内容、
実施時期

不足がある場合は整備

(○年度に○人分)

- 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項
- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

1. 保育の必要性の認定について

1. 概要

- 子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなる。(子ども・子育て支援法19条等)

【参考】認定区分

- 19条1項1号に該当する場合：教育標準時間認定
- 19条1項2号に該当する場合：満3歳以上・保育認定
- 19条1項3号に該当する場合：満3歳未満・保育認定
(19条1項2号・3号に該当する場合：保育認定)

<主なご意見>

- ・19条1項1号に該当する場合の名称は「標準教育時間認定」とすべきではないか。
 - ・教育時間に標準と標準でないものがあるような感を与えないよう、「教育時間」が良いのではないか。
 - ・3歳未満の施設での保育を必要としない子どもについても、支援を充実すべきではないか。
- 保育の必要性の認定に当たっては、国は、以下の3点について、認定基準を策定することとされている。
 - ①「事由」：保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由
 - ②「区分」：長時間認定(「長時間」)又は短時間認定(「短時間」)の区分(保育必要量)
 - ③「優先利用」：ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等
 - それぞれの認定基準等は、現行制度や各市町村における運用の実態等を勘案しながら検討する必要がある。
 - また、現行制度の下で保育所に入所できている子どもが、新制度への移行によって、ただちに退所させられるようなことが生じないよう、留意が必要。

(参考1) 現行制度における保育所入所までの一般的な流れ

○4月1日入所のパターン(年度途中も、概ね同じ流れ)

※市町村ごとに、手続きの流れ、時期などの実務の詳細は異なる

事前相談(市町村等)・保育所見学(各保育所)

10月～11月

入所申込み(市町村)

概ね以下の書類を添付して、「希望する保育所」とともに申込み
 ・「保育に欠ける」旨を証明する書類
 ・所得証明(源泉徴収票等)

審査・調査

※概ね12月半ばから1月末にかけて申込みを締めきり、その後、選考を実施

入所選考会議

会議において、各市町村が定める入所選考基準に基づき、「保育に欠ける」かどうか、入所可能かどうかを保育所ごとに選考を実施。その際、特に待機児童が多い市区町村などでは、調整指数を用いた選考を行うことが一般的。

※2次選考なども実施

2月

①入所承諾(内定)
②入所不承諾(保留)

※概ね2月半ばから2月末にかけて決定・通知

①保育所入所承諾書を所得に応じて決定した保育料額とともに送付
 ②入所不承諾(保留)書を、認可外保育施設の情報、助成制度の案内等とともに送付

4月

入所

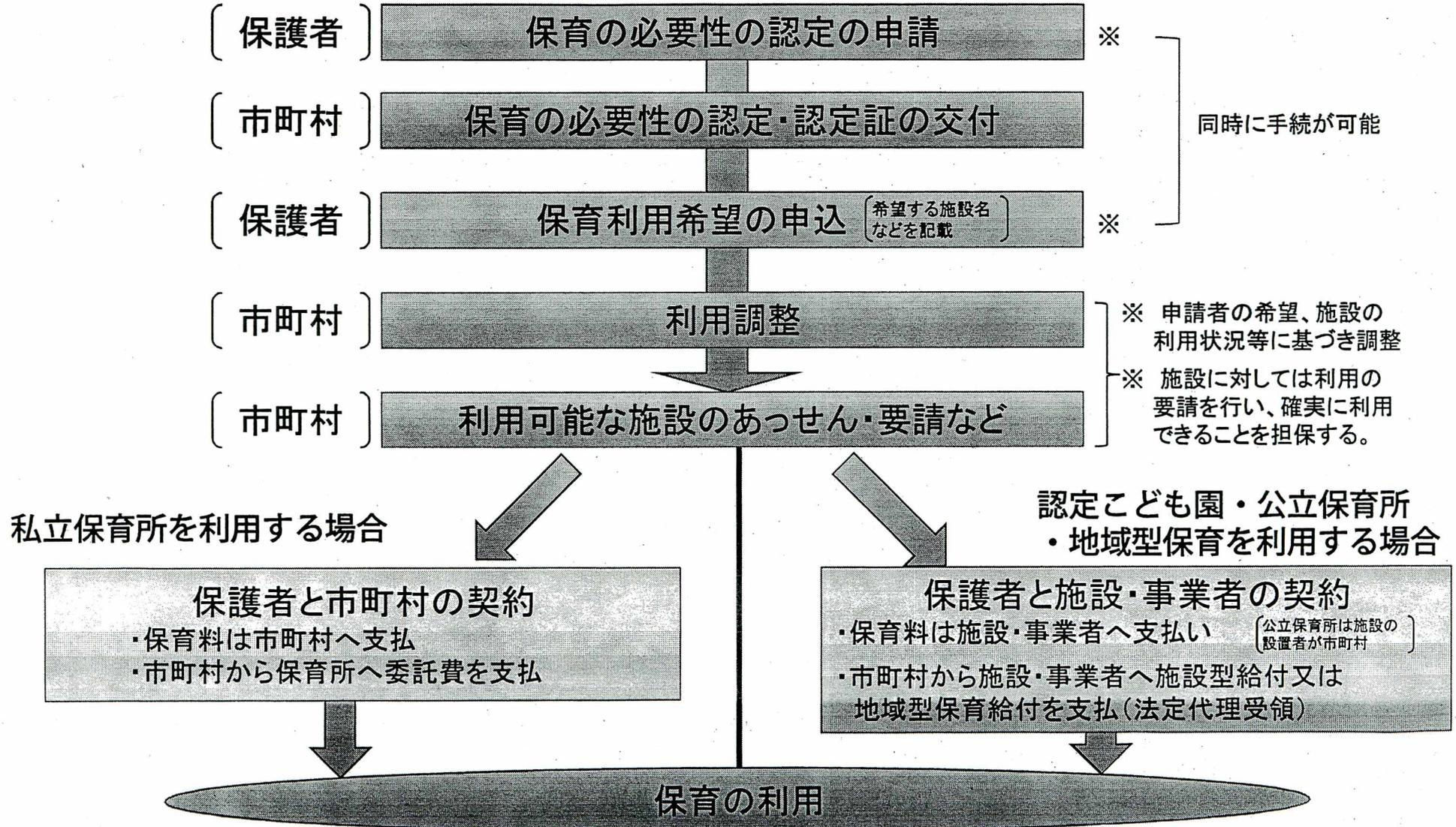
○ 市町村と契約、保育料を市町村に対して支払い

保留
(入所待機)

○ その後も、有効期限内に、希望保育所の定員に空きが生じ次第、随時選考
 ※有効期限は市町村によって異なる(1年間又は6ヶ月間としている例が多い)
 ○ 保護者は、保留中は、他の施設を利用するなどして入所待機
 ・家庭的保育
 ・認可外保育施設
 ・育児休業の延長
 ・自宅待機 等

(参考2) 新制度における保育を必要とする場合の利用手順 (イメージ)

- 当分の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う。(改正児童福祉法第73条1項)
- 認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者との間の契約とする。
- 私立保育所は市町村と利用者との間の契約とし、保育料の徴収は市町村が行う。



2. 保育の必要性の認定に係る論点について

1. 「事由」について

(1) 現状等

- 「子ども・子育て新システムに関する基本制度(平成24年3月2日少子化社会対策会議決定。以下「基本制度」という。)」においては、以下の点について検討が必要とされている。

現行の「保育に欠ける」要件

児童福祉法施行令(昭和23年政令74号)

第二十七条 法24条第1項の規定による保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- 一 昼間労働することを常態としていること。(就労)
- 二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。(妊娠、出産)
- 三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。(保護者の疾病、障害)
- 四 同居の親族を常時介護していること。(同居親族の介護)
- 五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。(災害復旧)
- 六 前各号に類する状態にあること。(その他)

新制度における「保育の必要性」の事由の検討に当たっての論点

就労形態の多様化等に伴い、要件を外す、必要度を低くするなどの対応をとることにするか。

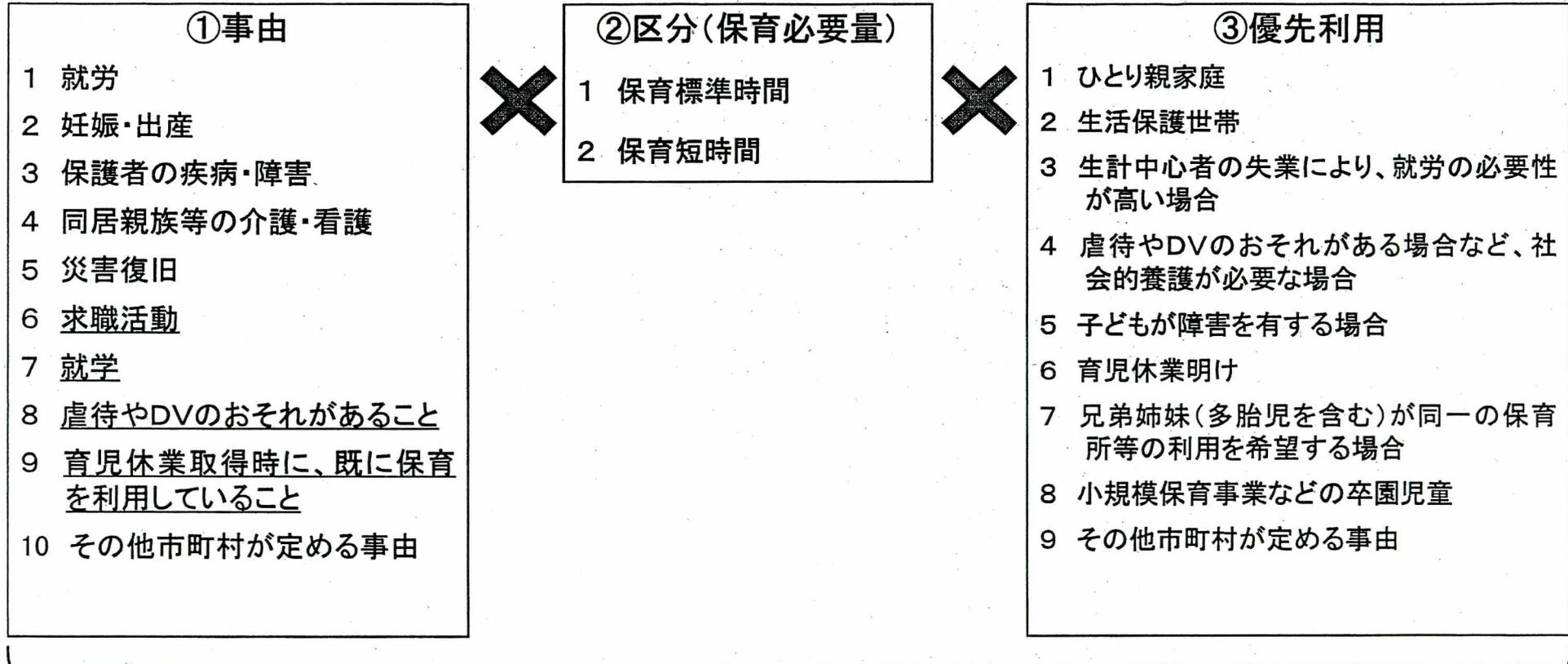
フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く)することにするか。

これらの事由については、基本的に現行制度と同様とするか。

求職活動など、通知により解釈を提示している事由の取扱い、市町村ごとの運用にバラツキが見られる事由などについて、どのように取り扱うことにするか。

保育の必要性の認定について（これまでの議論を踏まえたイメージ）

※実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、現行の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用



保育の必要性認定・指数(優先順位)づけ

<保育標準時間> Aグループ(10点)	○○ ○○ □□ □□	計	X人
Bグループ(9点)	△△ △△ □□ ○○	計	Y人

※ 保育短時間も同様

➡ 利用調整へ (P67)

1. 確認制度について

1. 概要

(1) 子ども・子育て支援法に基づく確認制度と利用定員について

- 子ども・子育て支援新制度においては、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が、対象施設・事業として確認し、給付による財政支援の対象とする。
- 具体的には、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業所に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費(委託費)を支払う。

【参考】認定区分

- 19条1項1号に該当する場合：教育標準時間認定
- 19条1項2号に該当する場合：満3歳以上・保育認定
- 19条1項3号に該当する場合：満3歳未満・保育認定
(19条1項2号・3号に該当する場合：保育認定)

(2) 確認制度における運営基準について

- 教育・保育施設、地域型保育事業は、
 - ① 学校教育法、児童福祉法等に基づく認可基準等を満たすこと
 - ② 子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準(運営基準)を満たすことが求められる。
- このうち、運営基準については、国が定める基準(内閣府令)を踏まえ、市町村が条例として策定する必要がある。
- 国が定める基準については、
 - ア 「利用定員」、「施設・事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの」については、「従うべき基準」とする。
 - イ それ以外の事項については、「参酌すべき基準」とする。

(3) 確認制度における業務管理体制と情報公表について

- (2)に加えて、施設・事業者に対しては、子ども・子育て支援法において、
 - ①業務管理体制の整備(55条等)
 - ②教育・保育に関する情報の報告及び公表(58条)
 が求められている。

2. 検討が必要な事項の整理

- 以上を踏まえ、新制度の施行に向けて、確認制度については、
 - ①施設・事業の利用定員の考え方・ルール
 - ②教育・保育施設、地域型保育事業者に関する運営基準
 - ③業務管理体制・情報公表に関するルール
 を定めていく必要がある。
- これらの事項の検討体制については以下の形を想定。

事項	概要	検討の場
利用定員	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設・事業の類型に応じた利用定員の設定に関する考え方、整理 ・基本指針（事業計画）と密接に関連 	子ども・子育て会議
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ・給付の対象施設・事業者として運営上求められる基準について整理 ・認可基準と密接に関連 	基準検討部会
業務管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な給付の実施、コンプライアンス体制について整理 	基準検討部会
情報公表	<ul style="list-style-type: none"> ・給付の対象となる施設・事業として求められる教育・保育に関する情報について整理 ・基本指針と関連 	子ども・子育て会議

1. 概要

- 確認に当たっては、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、1号認定、2号認定、3号認定の区分ごとに利用定員を定めることとなる。(利用定員を定めることが可能な認定区分については次ページの通り)

※教育・保育施設：認定こども園、幼稚園、保育所

※地域型保育事業：小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

- 新制度の施行の際に存在する認定こども園、幼稚園、保育所は、施設型給付を受ける確認があったものとみなされる(「みなし確認」。施行日前日までに別段の申し出をしたときを除く。)が、これらの施設に対しても、1号、2号、3号の認定区分に応じた利用定員を設定する必要がある。

※その事務手続等については、追ってお示しする予定。

- 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、認可定員の範囲内で利用定員を設定することとなる。
- その際、利用定員の設定方法について、
 - ①施設における利用定員の最低数との関係
 - ②子どもの年齢区分との関係
 - ③保育標準時間・保育短時間区分との関係について、整理が必要。

各施設・事業において設定可能な利用定員と認定区分との関係

	満3歳以上		満3歳未満
	①1号認定 (19条1項1号)	②2号認定 (19条1項2号)	③3号認定 (19条1項3号)
特定教育・保育施設(施設型給付)			
幼保連携型認定こども園	○(※1)	○	○(※1)
幼稚園型認定こども園	○	○	○(※1)
保育所型認定こども園	○	○	○(※1)
地方裁量型認定こども園	○	○	○(※1)
保育所	(※3)	○(※2)	○(※2)
幼稚園	○	(※3)	
特定地域型保育事業者(地域型保育給付)			
小規模保育	(※3)	(※3)	○
家庭的保育	(※3)	(※3)	○
居宅訪問型保育	(※3)	(※3)	○
事業所内保育	(※3)	(※3)	○(従業員枠・地域枠)

※1 定員を設定しないことも可能。 ※2 ②③いずれかのみでの設定も可能。 ※3 特例給付による利用形態あり。

2. 運営基準の主な検討項目等について

(1) 運営基準に規定することを検討する事項について

- 運営基準に規定する内容については、例えば、以下のような事項が考えられる。
- このうち、運営基準において規定する内容と同基準の運用に当たって通知等により明確化していく内容等を整理しつつ、対応方針を検討する。

分類	主な検討事項（案）
利用開始に伴う基準	<ul style="list-style-type: none"> ・内容・手続きの説明、同意、契約 ・応諾義務(正当な理由のない提供拒否の禁止) ・定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考 ・支給認定証の確認、支給認定申請の援助
教育・保育の提供に伴う基準	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 ・子どもの心身の状況の把握 ・子どもの適切な処遇(虐待の禁止等を含む) ・連携施設との連携(地域型保育事業のみ) ・利用者負担の徴収(実費徴収、上乗せ徴収を含む) ・利用者に関する市町村への通知(不正受給の防止) ・特別利用保育・特別利用教育の提供(定員外利用の取扱い)
管理・運営等に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、掲示 ・秘密保持、個人情報保護 ・非常災害対策、衛生管理 ・事故防止及び事故発生時の対応 ・評価(自己評価、学校関係者評価、第三者評価) ・苦情処理 ・会計処理(会計処理基準、区分経理、使途制限等) ・記録の整備
撤退時の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・確認の辞退・定員減少における対応(利用者の継続利用のための便宜提供等)

施設型給付と地域型保育給付の対象施設・事業の確認手続きについて

【確認主体について】

- 給付の実施主体である市町村（基礎自治体）が認可施設・認可事業者の中で、施設型給付、地域型保育給付の対象となる施設・事業者を確認する。
- 市町村は、各施設・事業の利用定員を定めた上で確認を行う。
- 施行の際、現に幼稚園・保育所の認可を有する施設、認定こども園の認定を受けている施設は、教育・保育施設としての確認があったものとみなす。

【対象施設・事業について】

〔法人格〕

- 教育・保育施設については、安定的・継続的な運営を担保する観点から、法人格を求める。
※施行前に現に認可を受けている施設については、法人格を有さなくても給付の対象とする。
- 地域型保育事業者については、法人でない場合でも、対象とする。

※教育・保育施設：認定こども園、幼稚園、保育所

※地域型保育事業者：小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

〔基準の遵守〕

- 施設の設備、職員配置など、各施設・事業の認可基準を満たしていることを求める。
- さらに、国が定める基準を踏まえ、区分経理など、対象施設・事業として求める運営基準を、市町村が条例で定める。
- 運営基準の遵守のため、市町村が指導監督を行う（立入検査、基準遵守の勧告・措置命令、確認取消し等）。

〔辞退〕

- 対象施設・事業としての地位を辞退する場合、事前の届出、3ヶ月以上の予告期間の設定、利用者の継続利用のための調整義務を課す。
- ただし、施設・事業自体から撤退するには、都道府県知事等の認可等を得なくてはならない。

I. 基本的な考え方

- 学校かつ児童福祉施設たる「単一の施設」としての幼保連携型認定こども園にふさわしい「単一の基準」とする。
- 新たな幼保連携型認定こども園の質を確保し向上させる観点から、現行の幼保連携型認定こども園に適用されている基準を基礎とした上で、以下の方針で基準を策定する。(既存施設からの移行の特例については、Ⅲ.を参照)

(具体的な方針)

- 幼稚園と保育所の基準の内容が異なる事項は高い水準を引き継ぐ。
 - 幼稚園と保育所のいずれかのみ適用がある事項は、学校かつ児童福祉施設としての性格に鑑み、両者の実務に支障のない形で引き継ぐ。
 - 認定こども園に特有の事項で幼稚園・保育所の基準に定めがない事項は、現行の認定こども園の基準を参考としつつ、基準として追加すべき内容を整理する。
- 改正認定こども園法における整理に従い、以下の事項を「従うべき」基準、それ以外の事項を「参酌」基準と整理する。

(「従うべき」基準)

- 学級の編制、配置すべき園長・保育教諭・その他の職員、その員数
 - 保育室の床面積その他設備に関する事項であって、子どもの健全な発達に密接に関連するもの
 - 運営に関する事項であって、子どもの適切な処遇の確保、秘密の保持、子どもの健全な発達に密接に関連するもの
- なお、職員配置等に関しては、給付等の公定価格や財源の確保との関連が強い事柄であり、公定価格の議論において整理する。

※ 本資料で整理される各個別論点の内容については、法制的な整理の結果、「設備及び運営に関する基準」ではなく、「認定こども園法施行規則」等に定めるものがあり得る。

Index

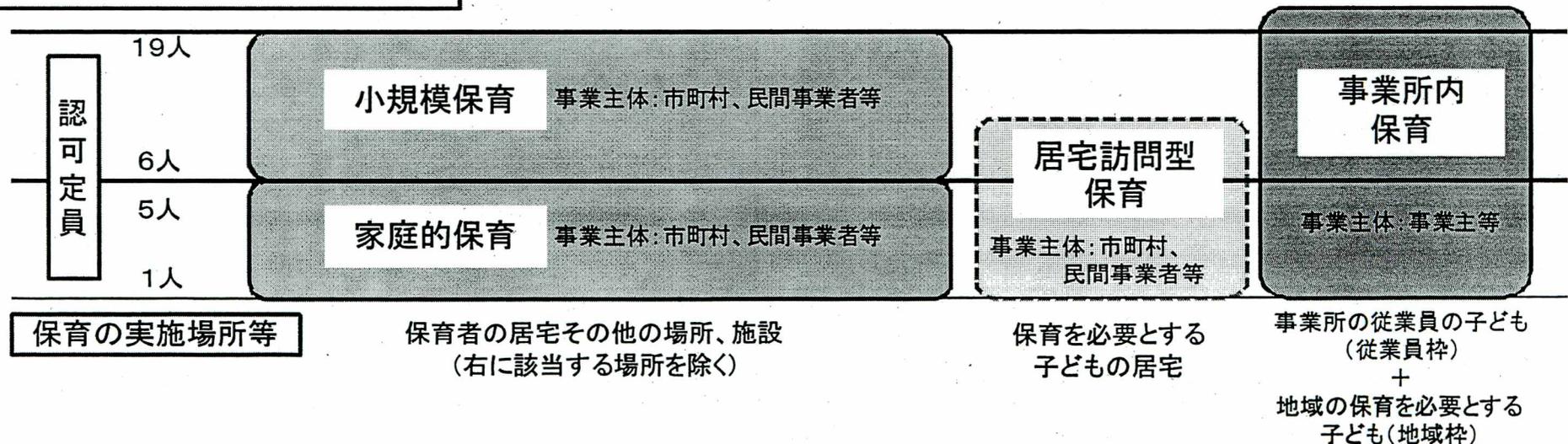
I. 基本的な考え方	2	③食事の提供	26
II. 新設の幼保連携型認定こども園の基準に関する個別論	3	④園児要録・出席簿	30
1. 学級編制・職員		⑤研修等	31
①学級編制	3	⑥職員会議	32
②職員配置基準(学級編制基準)	5	⑦運営状況評価	33
③園長等の資格	7	⑧苦情解決	35
④その他の職員の配置	10	⑨家庭・地域との連携、保護者との連絡	35
⑤短時間勤務(非常勤)の職員の扱い	11	⑩健康診断	36
2. 設備		⑪感染症に係る臨時休業・出席停止	37
①建物及び附属設備の一体的設置	12	⑫子育て支援	38
②保育室等の設置	13	III. 既存施設からの移行の特例に関する考え方	39
③園舎の階数、保育室等の設置階	15	IV. 既存施設からの移行の特例に関する個別論点	
④園舎・保育室等の面積	17	①建物及び附属設備の一体的設置	41
⑤運動場等の設置・面積	18	②職員室の設置	42
⑥調理室等の設置	29	③園舎・保育室等の面積	43
⑦その他の設備	23	④保育室等の設置階	45
3. 運営		⑤運動場等の設置・面積	47
①平等取扱い、虐待・懲戒権限濫用の禁止、 秘密保持等	24	⑥運動場等の設置・面積(代替地の取扱い)	49
②教育時間・保育時間等	25	⑦運動場等の設置・面積(屋上の取扱い)	50

1. 地域型保育事業の概要

○ 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることになっている。

- ◇小規模保育(利用定員6人以上19人以下)
- ◇家庭的保育(利用定員5人以下)
- ◇居宅訪問型保育
- ◇事業所内保育(主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)

地域型保育事業の位置付け



2. 地域型保育事業の検討に当たって

(1) 地域型保育事業のコンセプト

➡ 地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる、質が確保された保育を提供し、子どもの成長を支援する。

- 大都市部の待機児童対策、児童人口減少地域の保育基盤維持など地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応
- 多様な主体が、多様なスペースを活用して質の高い保育を提供
- 保育所分園やグループ型小規模保育、へき地保育所、地方単独事業など様々な事業形態からの移行

(2) 地域型保育事業の位置付け(性格)について

- 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業(以下「地域型保育事業」という。)は、児童福祉法において児童福祉施設(7条)として位置付けられている認可保育所とは法令上の位置付けが異なり、様々な場所で展開される事業として位置付けられている。
- そのため、多様な場所、規模・提供形態を前提とする事業として、質の確保方策を検討し、その上で、保育所(児童福祉施設)に準じた規制が必要な場面においては、適宜、対応する必要がある。

<各事業の特徴>

	家庭的保育事業	小規模保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
形態	・家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施	・比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施	・企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施	・住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施
規模	・少人数(現行は家庭的保育者1人につき、子ども3人) ※家庭的保育補助者がいる場合は子ども5人まで	・6~19人まで	・様々(数人~数十人程度)	・1対1が基本
場所	・家庭的保育者の居宅その他様々なスペース	・多様なスペース	・事業所その他様々なスペース	・利用する保護者・子どもの居宅

3. 地域型保育事業の認可基準について

(1) 概要

- 地域型保育事業では、保育需要の増大に機動的に対応できるよう、客観的な認可基準に適合することを求め、
 - ① 社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める
 - ② その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、市町村が認可するものとすることとしている(保育所に関する認可制度と同様)。

- 地域型保育事業の認可基準は、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例として策定する必要がある。

- 国が定める基準については、
 - ア 「職員の資格、員数」、「乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの」については、「従うべき基準」とする。
 - イ それ以外の事項については、「参酌すべき基準」とする。
特に、「保育室及びその面積(面積基準)」については、地域の実情に応じて、公的スペース等の活用を図るため、保育所等とは異なり「参酌すべき基準」としている。

- 地域型保育事業については、現行の類似の事業や地域の実情を踏まえつつ、それぞれの特性に応じた基準を新たに設定することが必要であり、地域型保育事業の実態調査等を踏まえ、検討を進める。
 - ※基準の設定に当たっては、特に、既存施設・事業等からの移行に当たって、経過措置の検討を併せて行うことが必要。
 - ※国が定める基準については、施行5年後を目途に行う制度見直しの際、経過措置の取扱い等を含めて見直しを検討。

地域子ども・子育て支援事業の対象範囲について

- 地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業とする。また、対象事業の範囲は法定する。
- ・ 利用者支援
 - ・ 地域子育て支援拠点事業
 - ・ 一時預かり
 - ・ 乳児家庭全戸訪問事業
 - ・ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
 - ・ ファミリー・サポート・センター事業
 - ・ 子育て短期支援事業
 - ・ 延長保育事業
 - ・ 病児・病後児保育事業
 - ・ 放課後児童クラブ
 - ・ 妊婦健診
 - ・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
 - ・ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

地域子ども・子育て支援事業に関する検討状況等について

事業名	検討状況等
利用者支援事業	資料2-1において、事業の実施要綱案を提示。
放課後児童クラブ	12月16日に開催した当部会において報告書最終案を説明。
妊婦健康診査	資料2-2により、新しい基準案等を報告。
一時預かり事業	資料2-3においてこれまでの検討結果等を踏まえ、検討方針を提示・説明し、ご議論。
延長保育事業	資料2-4～2-6により、ご議論。
病児保育事業	
多様な主体の参入促進事業	
実費徴収に係る補足給付を行う事業	今後、施設型給付等の公定価格の議論と併せて検討予定。
地域子育て支援拠点事業(②)	本資料により、これまでの議論の整理。 これらの事業については、ご議論を踏まえつつ、必要な改善に努める。
乳児家庭全戸訪問事業(④)	
養育支援訪問事業(⑤)	
要保護児童等に対する支援に資する事業(⑤-2)	
子育て短期支援事業(⑥)	
ファミリー・サポート・センター事業(⑦)	

子ども・子育て新制度における公定価格の概要

- 子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等に対する「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業の利用に当たって、財政支援を保障していくこととしている。

※私立保育所に対しては、委託費として支払う。

- 施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額とされる。

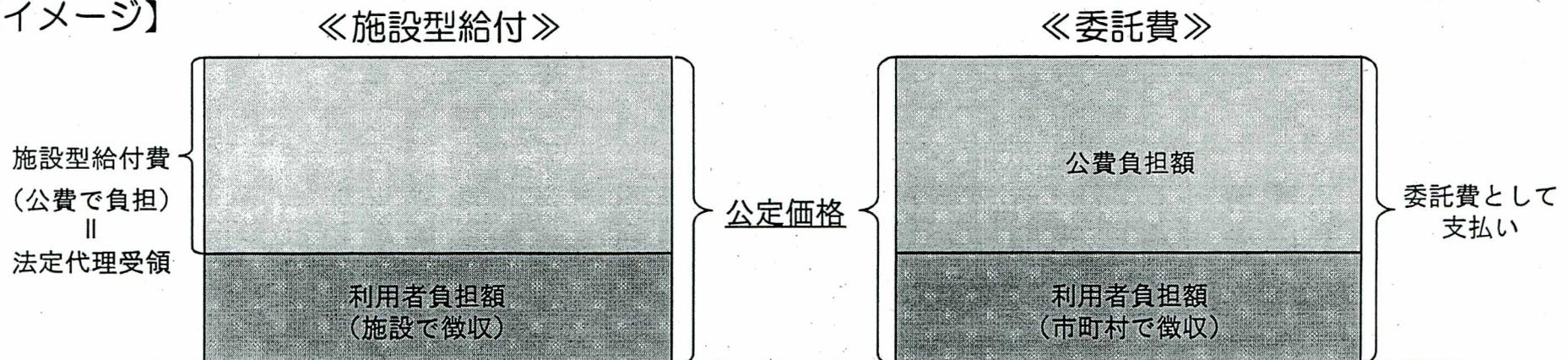
（子ども子育て支援法27条、29条等）

「給付費」＝「公定価格」－「利用者負担額」

※この基本構造は委託費も同様。

- 今後、公定価格及び利用者負担について、具体的な水準等の検討が必要。

【イメージ】

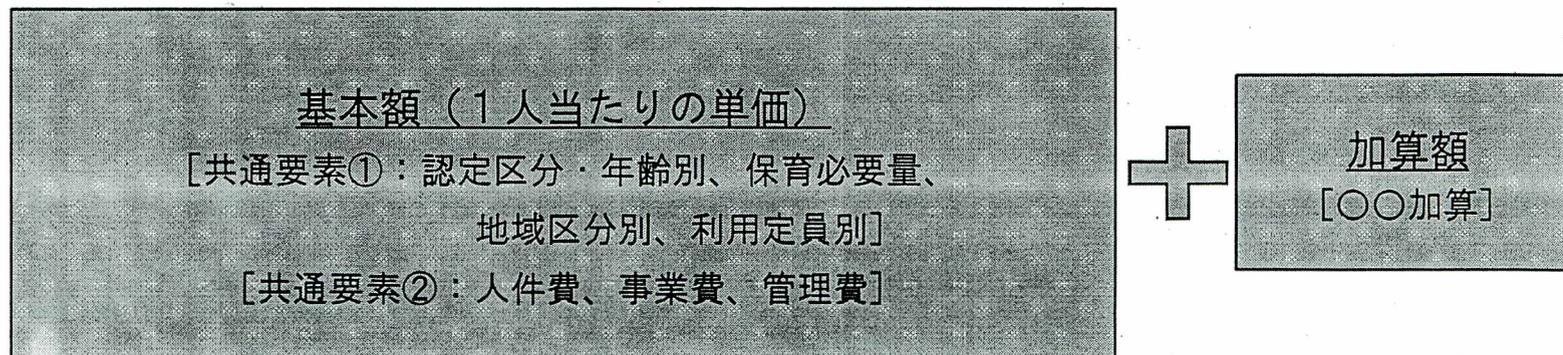


公定価格に関する論点について

1. 公定価格の基本的な構造

- 子ども・子育て新制度における公定価格は、「認定の区分（支援法19条1項1号・2号・3号に掲げる小学校就学前の子どもの区分）」、「保育必要量」、「施設の所在する地域」等の事項を勘案して算定される教育・保育、地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額、となっている。
- 通常要する費用の算定に当たっては、認可基準等により定められた職員配置基準等に関する水準をベースに、人件費、事業費、管理費といった運営コストがどの程度必要かといった評価を行うことが必要となる。
- 子ども・子育て会議（基準検討部会）における「保育の必要性の認定」、「新幼保連携型認定こども園、地域型保育事業の認可基準」、「確認制度（定員制度、運営基準等）」等に関する一定のとりまとめ等を踏まえ、これらの基準により求められる水準に対応するものとして、公定価格の設定が必要となる。

《公定価格（基本額）イメージ》



【参考：子ども・子育て支援新制度の施行に向けて検討中の各事項の関係（公定価格関係）】

保育の必要性の認定

➤給付等の支給に当たって必要な認定の基準等

・認定区分

- ①教育標準時間認定(3歳以上)
- ②保育認定(3歳以上)、③保育認定(3歳未満)

・保育必要量

(保育標準時間・保育短時間)

認可基準等

➤施設・事業の適切な運営を確保するための基準等

・職員配置基準

・施設基準

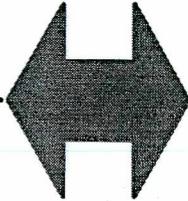
・施設・事業に求める実施内容等

確認制度

➤公費による財政支援の対象となることを確認するための基準等

・利用定員

・運営基準



公定価格

➤左の各事項を踏まえ、教育・保育に要する費用を算定

○共通要素①

・認定区分・年齢別

・保育必要量

・利用定員別

・地域区分別

○共通要素②

・人件費

・事業費

・管理費

○各種加算等

○その他

利用者負担

・利用者負担の水準

・実費徴収、上乘せ徴収

目次

○ 子ども・子育て新制度における公定価格の概要	2	3. 管理費に係る事項について	
○ 公定価格に関する論点について		① 減価償却費、賃借料の取り扱いについて	46
1. 公定価格の基本的な構造	3	② 第三者評価の費用の取り扱いについて	46
2. 公定価格の個別検討項目について	11	Ⅲ. 各種加算に関する検討の視点	47
Ⅰ. 共通要素①に関する検討の視点		Ⅳ. その他の論点について	
1-1. 認定区分との関係	12	1. 保育所、幼稚園、認定こども園に係る事項について	
1-2. 年齢との関係	14	① 施設ごとに求められる職員の配置との関係に	49
2. 保育必要量との関係	15	② 子育て支援機能について	50
3. 地域区分との関係	16	③ 事務処理体制について	51
4. 定員規模との関係	22	2. 地域型保育事業に係る事項について	52
Ⅱ. 共通要素②に関する検討の視点		○ 利用者負担に関する論点について	
1. 人件費に係る事項について		1. 新制度における利用者負担の構造	61
① 職員配置について	30	2. 利用者負担の検討について	61
② 処遇改善、経験年数等に応じた公定価格上の		Ⅰ. 利用者負担に関する検討の視点	
評価、キャリアアップについて	34	1. 所得階層の区分について	62
2. 人件費、事業費（教育・保育の提供）に係る事		2. 所得階層区分の決定方法について	62
項について		3. 利用者負担の切り替え時期について	63
① 保育必要量の取り扱いについて	38	4. 多子軽減の取り扱いについて	67
② 年間を通じた学校教育・保育の提供について	39	5. 実費徴収・上乗せ徴収の取り扱いについて	69
③ 給食費の取り扱いについて	40	6. その他	71
④ 障害児の受け入れ促進について	41		
⑤ その他	45		